

令和2年第4回定例会(令和2年12月15日)

観光建設水道委員会委員長 (市原 隆生 委員長)

去る12月3日の本会議において、観光建設水道委員会に付託を受けました「議第135号 令和2年度別府市一般会計補正予算(第9号)」関係部分、ほか11件について、委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、「議第135号 令和2年度別府市一般会計補正予算(第9号)」関係部分についてであります。

温泉課関係では、各温泉施設の指定管理者の指定に伴う債務負担行為について補正計上している旨の説明がなされました。

次に、農林水産課関係では、本年9月に発生した台風第10号により被災した農地を復旧するための経費を補正計上している旨の説明がなされ、委員からの、復旧工事を行う事業者は、どのようにして選定されるのかとの質疑に対し、当局から、契約担当課を通じて工事の発注を行う旨の答弁がなされた次第であります。

続きまして、道路河川課関係では、公共工事における道路舗装及び側溝改修工事について、年度当初からの施工を可能とし、各年度における施工時期の平準化を図るため、同工事に対する債務負担行為を設定する旨の説明がなされました。

次に、建築指導課関係では、新型コロナウイルス感染症の影響により、耐震改修工事の対象施設について、今年度の着工を見送ったことに伴う事業費の減額補正を行ったこと、また、市営住宅等の維持管理業務に係る債務負担行為等について増額補正しているとの説明がなされました。

次に、「議第137号 令和2年度別府市競輪事業特別会計補正予算(第3号)」についてであります。

別府競輪場における下期の開催日程が決定したことに伴い、当初予定していた開催日数に減少が生じたことや新型コロナウイルス感染症の影響により、本年4月1日から6月5日までの間、場外車券の発売ができなかったことから、開催売り上げ額や開催に係る諸経費等を減額補正したとの説明が、また、電話、インターネット投票による発売金の増加を目的として、来年4月から開始予定の本場開催競輪のインターネット放送及び当該放送についての番組を制作するため、債務負担行為の限度額を増額補正しているとの説明がなされました。

委員からなされた、コロナ終息後を見据えた別府競輪場への来場者数、及び車券発売金の増加に向けた取り組みについての質疑に対し、当局から、近年、インターネット投票による車券購入が増加しているが、競輪のプロモーション

という観点からも競輪場の窓口で車券を購入していただくことが重要であると考えている。別府競輪について、より多くの方に興味を持っていただき、そのことが車券発売金の増加にも繋がるよう、本場開催競輪のインターネット放送をはじめとする様々な取り組みを実施していきたいとの答弁がなされた次第であります。

以上、2件の補正予算議案の採決におきましては、当局の説明を適切妥当と認め、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、10件のその他議案についてであります。

「議第151号」から「議第156号」までの指定管理者の指定については、温泉課所管の温泉施設について、指定管理を行わせる団体や選定経過等に関し、当局から詳細な説明がなされました。

これに対し、委員から、今後、指定管理者に選定された各団体に対し、温泉施設の管理状況等について適切な指導を行ってほしい旨の要望がなされた次第であります。

続きまして、「議第157号 指定管理者の指定について」では、「別府市公の施設の指定管理候補者選定方法等検討委員会」からの答申に基づき、別府市国際交流会館の管理を学校法人別府大学に行わせること、また同答申により、指定管理者の選定は、非公募とした旨の説明がなされました。

委員からの、市から指定管理者に対し、指定管理料が支払われているのか、また当該会館の家賃収入については、どのような取り扱いをしているのかとの質疑に対し、当局から、当該会館に係る指定管理料は発生しておらず、家賃収入については、全額、指定管理者の収入としている旨の答弁がなされました。

この答弁に対し、同委員から、当該指定管理者から市に対し、それらの収支報告がなされているのかとの質疑がなされ、当局から、毎年度、収支等についての報告を受けているとの答弁がなされた次第であります。

さらに、別の委員からの、新型コロナウイルス感染症の影響により、未だ、来日できていない留学生が多数いると聞いている。昨年度と比較して、今年度、現時点における入居者数は何人なのかとの質疑に対し、当局から、昨年5月時点では、53部屋中、50室50名の寮生が入居していたが、現在は8名の入居に留まっているとの答弁がなされました。

この答弁に対し、さらに別の委員から、収入が減少した場合、市から当該指定管理者に対し、減収分の補填がされるのかとの質疑がなされ、当局から、契約上、減収に対する補填は行わない旨の答弁がなされた次第であります。

次に、「議第159号」及び「議第160号」の指定管理者の指定については、「別府市公の施設の指定管理候補者選定方法等検討委員会」からの答申に基づき、「議第159号」の実相寺中央公園内の集会所の管理運営については、緑丘町自治会に、また「議第160号」の特定公共賃貸住宅等に係る管理については、大

分県住宅供給公社にそれぞれ行わせる旨の説明がなされました。

最後に、「議第162号 市長専決処分について」では、新型コロナウイルス感染症対策に係る「令和2年度別府市一般会計補正予算（第7号）」について、議会の承認を求めるものであるとの説明がなされました。

当該補正予算のうち、産業政策課関係では、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として、新型コロナウイルス感染症により影響を受けた市民生活への経済的支援及び市内産業の活性化を目的に、プレミアム率30%を付与した「別府みんなにエール券」を発売するための経費及び同事業に伴う繰越明許費を補正計上しているとの説明がなされました。

その他、商店街等が経済産業省の採択を受けて実施する「G o T o商店街事業」に対し、国からの事業費の支払いを受けるまでの間、当該費用の5分の4相当額を事業資金として貸し付けるとともに、同事業と連携して実施する商店街の独自事業に対し補助金を交付するものであるとの説明がなされた次第であります。

以上、10件のその他議案の採決におきましては、いずれの議案も当局の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以上が、当委員会に付託を受けました議案に対する審査の概要と結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。